

婚姻届の書き方と注意

黒インク又は黒ボールペンで書いてください。

「消せるボールペン」は使用できません。

1. お持ちいただくもの

○婚姻届書

○夫と妻の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

ただし、届出地に夫・妻とも本籍がある場合は必要ありません。

○本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

※窓口に来られた方が、ご本人であると確認できなかった場合には、届出が受理されたことをご本人に通知します。

2. この届書だけでは住所は変更されません。住所を変更される方は

「住民異動届」を提出してください。

※他市町から牧之原市へ転入するときは「転出証明書」も必要です。

「住民異動届」はホームページ（申請書ダウンロード）から印刷していただくか、市民課（下記窓口）でお渡ししています。

3. 届出人は夫妻双方です。届出人の作成した届書を持参する方は、家族でも構いませんが、訂正の必要が生じた場合は届出人にご来庁いただくことがあります。

4. 一方が外国人または外国人同士の場合は、取り扱いが異なりますので、下記へおたずねください。

※令和4年4月1日から婚姻年齢が18歳になったことに伴い、平成16年4月2日から平成18年4月1日に生まれた女性は改正法が施行されても婚姻できますが、その場合は父母の同意が必要です。

婚姻届

令和〇年7月7日届出

静岡県牧之原市 市民課

夫になる人		妻になる人	
氏名	牧之原 太郎	吉田 花子	
生年月日	昭和60年1月2日	平成元年4月10日	
住所	静岡県牧之原市相良 275	静岡県榛原郡吉田町 住吉87	
本籍	静岡県牧之原市相良 275	静岡県榛原郡吉田町 住吉87	
父母の氏名	父 牧之原 一郎 母 夕子	父 吉田 次郎 母 朝子	続柄 長男 二女
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	夫の氏 妻の氏 静岡県牧之原市相良 275		
同居を始めたとき	平成27年6月		
初婚・再婚の別	初婚 再婚		
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	1. 夫は... 2. 妻は... 3. 夫は... 4. 妻は... 5. 夫は... 6. 妻は...		
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業		
届出人	夫 牧之原 太郎 妻 吉田 花子		
連絡先	電話 0549(53)2604 番号 勤務先 [] 指印		

証人	
署名	牧之原 一郎 吉田 次郎
生年月日	昭和30年8月5日 昭和32年10月25日
住所	静岡県牧之原市相良 275 静岡県榛原郡吉田町 住吉87
本籍	静岡県牧之原市相良 275 静岡県榛原郡吉田町 住吉87

◎夜間・土日祝日に提出される方へ

閉庁時の戸籍届出はお預かりのみの取扱いとなり、内容を確認することができません。

内容に不備がある場合は、後日窓口までお越しいただくことがあるため、開庁時に職員による届出の事前確認を受けて頂くことをおすすめします。

- 旧姓(婚姻前)の戸籍謄本の字体どおり書いてください
正字、常用漢字に更正(訂正)したいときは「その他欄」に申し出をしてください。
- 婚姻届と同時に住所を移す場合は新住所を書き、「住民異動届」を添付してください。
- 戸籍謄本どおりの本籍地を書いてください。
外国人のときは国籍だけを書いてください。
- 夫婦どちらかが養子、養女のときは養親の氏名は「その他」欄に書いて下さい。 例) 夫(妻)の養父〇〇〇〇 続き柄 養子(女) 養母 〇〇
- 夫婦は同一の氏を称することになります。夫か妻の氏、いずれかを選んでください。
氏を称する人が筆頭者でない場合は、夫婦について新しい戸籍が作られます。
- 同居前の夫婦の世帯の仕事を選んで該当する箇所に✓してください。
- 国勢調査の年のみ記入して下さい。
- 婚姻前の氏名で必ず本人が自署してください。
- 昼間、連絡のとれる電話番号を必ず記入して下さい。

- 成人(18歳以上)の証人2人を要します。
本人が自署してください。
外国人の場合、本籍欄には国名を記入して下さい。

※押印は任意です。

〒421-0495 静岡県牧之原市静波 447 番地 1
 牧之原市役所 市民課
 榛原窓口係(榛原庁舎) 0548-23-0021
 相良窓口係(相良庁舎) 0548-53-2604